

山梨県公報

号外第三号

令和八年
一月二十七日

火曜日

山梨県選挙管理委員会
委員長 秋山 洋

選挙区	選挙長	選挙長	選挙長
住所	氏名	住所	氏名
山梨県第一区 山梨県甲府市	秋山洋	山梨県甲斐市	清水康太
山梨県第二区 山梨県甲斐市	小林明	小池泉	清水康太

山梨県選挙管理委員会告示第七号

令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員選挙の山梨県における選挙分会長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和八年一月二十七日

山梨県選挙管理委員会
委員長 秋山 洋

選挙分会長

職務代理者

住所	氏名	住所	氏名
山梨県北杜市	長坂正彦	山梨県甲府市	清水康太

山梨県選挙管理委員会告示第八号

令和八年二月八日執行の最高裁判所裁判官国民審査の山梨県における審査分会長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和八年一月二十七日

山梨県選挙管理委員会
委員長 秋山 洋

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第六号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の山梨県における各選挙区の選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和八年一月二十七日

山梨県選挙管理委員会告示第九号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の山梨県における各選挙区の選挙会の場所及び日時は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

選挙区名	場所	日時
山梨県第一区	山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁	午前九時三十分 令和八年二月十日
山梨県第二区	山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁	午前十時 令和八年二月十日

山梨県選挙管理委員会告示第十号

令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員選挙の山梨県における選挙分会の場所及び日時は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

山梨県選挙管理委員会
委員長 秋山 洋

一 場 所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
二 日 時 令和八年二月十日 午前十時三十分

山梨県選挙管理委員会告示第十一号

令和八年二月八日執行の最高裁判所裁判官国民審査の山梨県における審査分会の場所及び日時は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

山梨県選挙管理委員会
委員長 秋山 洋

一 場 所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
二 日 時 令和八年二月十日 午前十一時

山梨県選挙管理委員会告示第十二号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送について、政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第十四条第一項の規

定により、山梨県における放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

山梨県選挙管理委員会
委員長 秋山 洋

一 日 時 令和八年一月二十七日 午後五時三十分
二 場 所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁

山梨県選挙管理委員会告示第十三号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の山梨県における選挙公報の発行について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十九条第六項の規定により、その掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

山梨県選挙管理委員会
委員長 秋山 洋

一 日 時 令和八年一月二十七日 午後六時
二 場 所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁

山梨県選挙管理委員会告示第十四号

令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員選挙の山梨県における選挙公報の発行について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十九条第六項の規定により、その掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

山梨県選挙管理委員会
委員長 秋山 洋

一 日 時 令和八年一月二十八日 午後三時
二 場 所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁

山梨県選挙管理委員会告示第十五号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における山梨県の各選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百四十四条の二第五項の規定により、公職の候補者がポスターを掲示することができる日は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

山梨県選挙管理委員会

ポスターを掲示することができる日 令和八年一月二十七日

委員長 秋山

洋

山梨県選挙管理委員会告示第十六号

令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項の規定による投票所内の投票の記載をする場所における衆議院名簿届出政党等の名称及び略称の掲示並びに投票所内のその他の適当な箇所における衆議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに衆議院名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位の掲示の山梨県における掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 秋山

洋

一日時 令和八年一月二十七日 午後六時三十分
二 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁

衆議院小選挙区選出議員選挙山梨県第一区選挙長告示第一号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における山梨県第一区の選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和八年一月二十七日

衆議院小選挙区選出議員選挙山梨県第一区

選挙長 秋山

洋

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県選挙管理委員会事務室

（令和八年一月二十七日 午前八時二十分から午前十時までの間にあつては、山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁防災新館会議室）

衆議院小選挙区選出議員選挙山梨県第二区選挙長告示第一号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における山梨県第二区の選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和八年一月二十七日

衆議院小選挙区選出議員選挙山梨県第二区

選挙長 小林

明

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県選挙管理委員会事務室

（令和八年一月二十七日 午前八時二十分から午前十時までの間にあつては、山梨県

衆議院小選挙区選出議員選挙山梨県第一区選挙長告示第二号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の山梨県第一区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

衆議院小選挙区選出議員選挙山梨県第一区

選挙長 秋山

洋

一 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁
二 日時 令和八年二月五日 午後五時三十分

衆議院小選挙区選出議員選挙山梨県第二区選挙長告示第二号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の山梨県第二区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

衆議院小選挙区選出議員選挙山梨県第二区

選挙長 小林

明

一 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁

二 日時 令和八年二月五日 午後六時

衆議院比例代表選出議員選挙山梨県選挙分会長告示第一号

令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法（昭和十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により山梨県における選挙分会の選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

衆議院比例代表選出議員選挙

山梨県選挙分会長 長坂正彦

一 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁

二 日時 令和八年二月五日 午後六時三十分

山梨県公報号外

第三号

令和八年一月二十七日

発行者 山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一號

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番